

法科大学院評価基準要綱（案）に対する意見対応表

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
No. 1	I 総則 3 適格認定 3-1	改定前は「すべての基準が満たされなければならない」とされていたのに対し、改定案では、「各基準の判断結果を総合的に考慮し」「特に重点基準の判断結果を踏まえて行う」とされている。これは、重点基準でない基準のすべてが満たされない場合はもとより、重点基準のすべてが満たされない場合でも適格認定が与えられる余地があることを意味するものと理解してよいか。誤解を招かないためにも、解釈指針等を示していただきたい。	「総合的に考慮」とするとは、各基準のいずれかを満たしていない場合においても、その基準違反の態様・程度や違反する基準の数を考慮に入れて、評価基準に全体として適合しているかどうかを判断するという趣旨であり、重点基準に違反する場合でも、この点は同様である。なお、説明会及びQ&A等においてその旨を説明するものとする。
No. 2	I 総則 3 適格認定 3-1	「法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの判断は、各基準のうち、特に重点基準の判断結果を踏まえて行うものとする」について、重点基準を一つでも満たさないものがあれば不適格認定をするのか、それとも、重点基準を中心にしつつも総合評価をするのが必ずしも明確ではない。総合評価を行うこと及び重点項目は総合評価の重要な考慮要素という位置づけを明示すべきではないか。この点につき、他の評価機関は総合評価であることが明記してある。	No. 1の本欄のとおり。なお、総合的な考慮については、説明会及びQ&A等において説明するものとする。
No. 3	I 総則 3 適格認定 3-1	すべての解釈指針に適合しなければ自動的に不適格とする形式的な評価方法を改め、総合評価に変更される趣旨と理解します。これは改善であると考えます。ただし、「各基準の判断結果を総合的に考慮し」て「法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合していると認める場合」というときの「評価基準」とは何を指すのかが分かりません。ここでは、暗黙のうちに個々の評価基準を超えた、より高次の「評価基準」ないし「評価基準全体の精神」のようなものが想定されているように見えます。それはたとえば「法科大学院としての役割を適切に果たしている」といったものかもしれません。このような総合評価における最終的な基準が明示されていないために、評価基準全体が論理的に完結していません。その結果、いちばん大事な基準が、示されていないこととなります。総合評価における判定の基準を言語化して示されるべきであると考えます。	評価基準の定義は、「2 評価基準の性質及び機能」に示しているところであり、新たに総合考慮における判定の基準として示すものではないとし、修正しない。 なお、「評価基準」については、その趣旨等を説明会及びQ&A等において説明するものとする。

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
No. 4	解釈指針1-1-2-1	解釈指針が改定され、学生の在籍状況には、「原級留置者及び退学者等の状況を含む」と明記されたほか、修了者の進路及び活動状況とは、「司法試験の合格状況及び法曹としての活動状況」並びに「企業及び官公庁その他への進路及び活動状況」をいうと明記された。この改定に伴い、何らかの定量的な基準があるのなら示していただきたい。	本解釈指針を含む基準の判断については、定量的な基準は設けるものではないと考える。(本要綱については修正しない。)
No. 5	解釈指針1-1-2-1	総合勘案する項目の比重が示されないため、いかようにも判断でき、結果の予測がつかない。また、在籍状況について、原級留置者・退学者等の状況は、厳格な成績評価の結果としてプラス評価なのか、教育に問題がありとしてマイナス評価なのか、など疑問が残る。	これらの項目はあくまで総合勘案の要素であり、比重を示すべきものではないと考えられる。また、これらの考慮に当たり、原級留置者・退学者等の状況については、対象法科大学院全体の状況の中で判断されるべきものと考えられる。(本要綱については修正しない。)
No. 6	解釈指針1-1-2-1	教育の理念や目標の達成度について司法試験の合格状況をも考慮すること(解釈指針1-1-2-1)は、法科大学院の制度目的から見て基本的には首肯できるが、具体的にどのように考慮するのが明確でない。この点を明確化すべきである。	司法試験の合格状況をどのように考慮するのかについては、基準の判断における総合勘案の一要素であり、数値的・定量的基準を設けるべきものではないと考える。なお、司法試験の合格状況を該当する基準においてどのように考慮するかについては、説明会等において説明するものとする。(本要綱については修正しない。)
No. 7	解釈指針1-1-2-1	「司法試験の合格状況及び法曹としての活動状況、並びに企業及び官公庁その他専門的な法律知識等を必要とする職域への進路及び活動状況をいう。」という部分においては、プロセスによる法曹養成を旨とする法科大学院の理念及び目標並びに教育内容を歪めることのないよう、以下の点に留意いただくようお願いします。 ①他の基準及び解釈指針との整合性についても、十分に配慮いただきたいこと。	指摘の点については、真摯に受け止める。(本要綱については修正しない。)

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
		<p>②専門職大学院設置基準等の改正目的を踏まえて、司法試験の合格状況等の数値的な指標のみをもって、評価されるのではなく、入学者、修了者の質の確保等の取り組み等も考慮いただきたいこと。</p>	
No. 8	解釈指針1-1-2-1	<p>「修了生の進路及び活動状況」について、合格状況のほかに、法曹としての活動状況や他の職域への進路、活動状況まで追跡調査することは、極めて困難である。新司法試験不合格者も含めたすべて修了生の進路等について、何年にもわたる追跡調査を義務づけることは、法科大学院側に過大な負担を強いることになる。修了生については、その進路だけを判断の事項とすべきであり、かつ、前年度の修了生の進路だけに限って判断の事項とすべきである。</p>	<p>修了生の進路や活動状況については、「各法科大学院においては可能な限りにおいてその把握に努めることが求められる」（平成22年3月12日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院に係る認証評価の見直しに関する留意事項」）とされており、各法科大学院が可能な範囲において把握することを求めるものである。また、評価においては、修了者の進路及び活動状況の把握のための適切な取組が行われているかどうかをあわせて評価するものとなる。</p>
No. 9	解釈指針1-1-2-1	<p>各法科大学院の目標の達成状況の評価につき、「司法試験の合格状況及び法曹としての活動状況」が明示されているが、合格者数や合格率を法科大学院の適合判定の考慮事項とすることには慎重であるべきである。教育理念及び教育目標が達成されているかどうかは、当該法科大学院の教育内容・教育方法・成績評価及び修了判定の状況等を中心に行うべきものであると考える。</p>	<p>司法試験の合格状況については、「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」において、「法科大学院の課程を修了した者の進路（司法試験の合格状況を含む。）に関する事」について、評価を行うものとして大学評価基準が定められていることが必要とされている。また、司法試験の合格状況は、基準の判断における総合勘案の一要素としているところである。</p>

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
No. 10	解釈指針 1-1-2-1	<p>認証評価において、各法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況を判断することは適切であるところ、本改定案において、その判断事由のひとつとして「司法試験の合格状況」が挙げられた。</p> <p>専門職大学院である法科大学院において、法曹養成の達成状況を示す「司法試験の合格状況」は、各法科大学院が設定した教育の理念及び目標の達成状況を判断する上で、指標の一つとして考えられないではない。</p> <p>しかし、法科大学院での法曹養成教育は、多様な法曹を育成することも重要な目的となっており、そのために、法科大学院においては、単に司法試験科目の教育だけでなく、幅広い教育を実践している。したがって、「司法試験」では推し量ることのできない各法科大学院の教育の理念及び目標もあるものであり、「司法試験の合格状況」の指標については、慎重に運用されるべきである。</p>	<p>指摘の点については、真摯に受け止める。(本要綱については修正しない。)</p>
No. 11	解釈指針 2-1-1-1	<p>本改定案では、法科大学院の教育課程が、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい「水準」で理論的教育と実務的教育の架橋が行われるよう編成されていることが「必要である」と修正された。</p> <p>現在、いわゆる「共通到達目標」のあり方及び内容が検討されているが、認証評価において、この共通到達目標との関連について検討を要するものと思われる。</p>	<p>「共通的な到達目標」の取扱いについては、引き続き検討していく所存である。(本要綱については修正しない。)</p>
No. 12	解釈指針 2-1-1-2	<p>「多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズ」では多様すぎて対応できない。改訂理由からいえば、「法学未修者」でよいのではないか。</p>	<p>本解釈指針は、平成 21 年 4 月 17 日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(報告)」(以下「特別委員会報告」という。)で、社会人、他学部出身者を法科大学院に受け入れるためのものとして示された内容を受けたものであり、修正しない。</p>
No. 13	解釈指針 2-1-1-2	<p>解釈指針 2-1-1-2 で、「多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズ」とあるが、各法科大学院がこたえないといけないのは、「多様なバックグラウンドを備えた学生」ではなく、「社会人・他学部出身の学生」のニーズではないか。よって、「法学をまったく学んだことがない学生」とすべきではないか。(特別委員会報告</p>	<p>「社会人・他学部出身の学生」は「法学をまったく学んだことがない学生」と同義ではないため、修正しない。</p>

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
		でも、「多様なバックグラウンド」は学生ではなく養成する法曹に係る修飾語である。)	
No. 14	解釈指針 2-1-1-2	<p>「多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じた学修指導」の具体的な趣旨は何か。</p> <p>正規のカリキュラムに組み込んで学修指導を行うことを求める趣旨か。たとえば、「基準 2-1-5」において、法学未修者 1 年次の法律基本科目の単位数が 6 単位増加可能とされたが、この 6 単位を学修指導に当てよという趣旨か。あるいは、改定理由で述べられた「授業内容・方法の改善」として学修指導を実施せよという趣旨か。たとえば、法学未修者 1 年次の授業内容等を工夫すれば足りるのか。その趣旨を明確にされたい。</p> <p>また、「解釈指針 7-1-1-1」以下において、「学習支援」の字句が使われている。この「学習支援」と「学修指導」とは異なる趣旨か。たとえば、学習支援はガイダンスやオフィスアワーなどで行い、学修指導は正規のカリキュラムないし授業で行うというような役割分担を必要とする趣旨か。そうであれば、正規のカリキュラムないし授業で行う「学修指導」とは、具体的には何を考えるべきなのか。「学修指導」の趣旨を明確にするさいに、「学習支援」との違いも明確にされたい。</p>	<p>本解釈指針にいう「学修指導」は正規のカリキュラムに組み込んだ学修指導ではなく、正規のカリキュラムの学修に当たっての指導を意味するものである。</p> <p>「学習支援」は、履修指導・学習相談・各種の助言等を含むものであり、より広い意味で使用している。(本要綱については修正しない。)</p>
No. 15	解釈指針 2-1-1-2	<p>解釈指針 2-1-1-2 で、「法科大学院における段階的学習を促進するため」とあるが、基準 2-1-4 では「学生による段階的履修に資するよう」となっている。これは意図的に表現を変えているのか。授業科目の配当もカリキュラム編成も同内容ではないか。</p>	<p>解釈指針 2-1-1-2 について、「法科大学院における段階的学修を促進するため」を「学生による段階的履修に資するよう」と修正する。</p>
No. 16	解釈指針 2-1-2-1	<p>「基本分野を対象」は、現行の「基本的な内容」について「字句を修正」とされるので意味は同じとなるが、例えば、民法の分野について、基本分野とそうでない（高度な）分野があり、後者については、展開・先端科目への配置が許されるのか。ここは、重点基準であるので、明確な基準を示していただきたい。</p>	<p>各分野においては基本分野と応用的・先端的な分野などがあり、従来の評価においても後者については展開・先端科目に該当するものと判断してきたものである。科目区分の考え方については、説明会及び Q & A 等において説明するものとする。</p>

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
			る。(本要綱については修正しない。)
No. 17	解釈指針2-1-2-4	「実務との融合にも配慮」というのは、現行の「融合を図る」よりも緩和されていると解されるが、如何か。	科目の性質上、すべての授業科目において「実務との融合を図る」ことを求めることが困難である場合があることに鑑み、修正したものである。
No. 18	基準2-1-3	個々の授業科目の科目区分(解釈指針2-1-2)については、科目区分の趣旨に反するような運用が認められないことは当然としても、各法科大学院のカリキュラム体系、特色にあわせた自主的な運用の必要性も無視できないので、画一的機械的な運用は避けるべきである。	科目区分の趣旨に即して適切に運用する。
No. 19	基準2-1-6(2)	基準2-1-6:重点基準(2)に例示された授業科目のうち、「オ 公法系の訴訟実務に関する基礎的な内容を含む授業科目」および「カ 専門訴訟領域の実務に関する授業科目」については、もう少し具体的に内容を示すことが必要ではないか。重点基準であるだけに、具体の適用場面で該当の有無が問題になった場合に備えて、基準の一層の明確化が求められると思われる。特に法律基本科目との区分が難しい場合が想定される。	基準2-1-6(2)「オ」について、具体的な内容が分かるよう説明書きを付すものとする。 また、「カ 専門訴訟領域の実務に関する授業科目」は削除するとともに、解釈指針2-1-6-1を削除する。上記の修正に伴い、解釈指針2-1-6-2を解釈指針2-1-6-1とする。
No. 20	基準2-1-6(2)オ 及び 解釈指針2-1-6-1	「公法系の訴訟実務に関する基礎的な内容を含む授業科目」の定義をもう少し明確にしていきたい。	上記のとおり。
No. 21	基準2-1-6(4)イ	なお、2-1-6(4)イにおいて列挙された各種の文書については、すべての種類の文書について指導することは想定されていないと思われます。そうだとすれば、改定案における「等」の位置を、「作成」の直後ではなく、「準備書面」の直後に移し、列挙された各種の文書が例示であることが明確になるような修正をすべきものと考えます。	「契約書・遺言書、・・・準備書面」を「法的文書」の後ろに括弧書きで示すものとして修正する。

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
No. 22	解釈指針2-1-6-2	「授業内容を定め、またそれを実施するについて、実務家教員と研究者教員が協力」とあるが、当該授業を、実務家教員と研究者教員が共同で担当する（授業担当者としてシラバス等に名前が併記されている場合に限定する）ことを指すのか。あるいは、事実上、授業内容の決定又は実施に関与していればよいのか不明瞭なので、その点が明確に分かる表現を用いるべきである。	本解釈指針は、個々の授業科目における授業担当者として必ず共同で行うことを定めるものではなく、協力の在り方は多様なものと考えられ、特に内容を示すことにより限定はしない。なお、考えられる例については、説明会及びQ&A等において示すものとする。（本要綱については修正しない。）
No. 23	解釈指針2-1-6-2	解釈指針2-1-6-2で、「実務家教員と研究者教員が協力していることが必要である」とあり、これは特別委員会報告において示された「研究者教員と実務家教員の緊密な連携協力」を受けたものであるとされているが、「協力」ということで何が想定されているのか、各法科大学院としてはどこまでのことをすればよいのか、解釈上の疑義または混乱が生じかねない。より明確かつわかりやすい表現にすべきである。	上記のとおり。
No. 24	解釈指針2-1-6-2	法律実務基礎科目とは「実務の経験を有する教員が関与するなどして、法律基礎科目などとの連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行う授業科目」（解釈指針2-1-2-2）とされていることから、小規模な大学院における教員の負担を考慮すれば、研究者教員の関与は、法律実務基礎科目の内容の策定についてあれば十分であり、同科目の「実施」についてまで、研究者教員の関与を必要とすることは過剰な要求であり、「またそれを実施す」の部分は削除されるのが適当であろうと考える。	上記のとおり。
No. 25	解釈指針2-1-6-2	すべての科目について、「協力」が必要であるのか？ また、その「協力」とはどの程度なのか示していただきたい。	上記のとおり。
No. 26	解釈指針2-1-6-2	「法律実務基礎科目の授業内容を定め、またそれを実施するについて、実務家教員と研究者教員が協力している」態様の一つとして、実務家教員と研究者教員とが授業を共同で担当したり、実務家教員が担当する授業に研究者教員が参加することが含まれるであろうが、すべての法律実務基礎科目の授業において、そのような授業の共同担当や授業への参加を必須とするものではないと理解してい	上記のとおり。

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
		る。 その理解が正しければ、すべての法律実務基礎科目の授業において共同担当や授業への参加を必須とするという誤解が生じないように、指針の表現に工夫を加えていただきたい。	
No. 27	基準 2-1-7、 基準 2-1-8	基準 2-1-7 では「・・・開設され、そのうち、4 単位以上が・・・」、基準 2-1-8 では「・・・開設され、かつ、これらの授業科目のうち、12 単位以上が・・・」と同質の内容にもかかわらず、異なった指示語（「そ」、「こ」）が用いられている。「・・・開設され、そのうち、●単位以上が・・・」に統一すべきではないか。	指摘のとおり、基準 2-1-7 の表現に合わせ、基準 2-1-8 を「・・・開設され、そのうち、12 単位以上が・・・」と修正する。
No. 28	解釈指針 3-1-2-1	解釈指針 3-1-2-1 に関して、「(解釈指針 3-2-1-3 及び解釈指針 3-2-1-4 を参照)」とあるが、解釈指針 3-1-1-1 のように、何に関して参照するように指示しているのか明確にした方がよいのではないか。 また、「措置が講じられている」かどうかの評価に関して、実際に評価に当たる委員の主観によってばらつきがあるようでは困る。インバランスを解消するような運用を可能な努力なり、客観的指標なりを示す工夫が必要と思われる。	参照する内容に誤解はないものとして修正しない。 なお、評価の際には、各評価担当者の主観によるばらつきが生じないよう、十分な配慮の上評価するものとしている。
No. 29	解釈指針 3-1-2-1	法律基本科目における授業単位での学生数について今回の要綱案で 80 名から 75 名とされている（解釈指針 3-1-1-3）。しかし、法科大学院制度が定着してきているだけでなく、教育の充実のために各校の定員が削減されつつある現在、原則的上限が 75 名というのは、法律基本科目の標準としては緩やか過ぎる。法務研究財団の 60 名を大幅に超えないといった規準が妥当である。	修正しない。
No. 30	解釈指針 3-2-1-1	解釈指針 3-2-1-1 に関して、「専門的な法知識」とは「当該授業科目において」法曹として一般に必要と考えられる水準及び範囲の法知識と規定されているが、「当該授業科目において」ではなく「当該分野・法領域に関して」でなくてよい。	本解釈指針は、法科大学院における授業科目についてのものであることを前提としており、修正しない。
No. 31	解釈指針 3-2-1-4	解釈指針 3-2-1-4 に関して、改定案の表現（「とともに」）では前半と後半で述べている内容にニュアンスに差があるため、「ともに」で結ばず、「法律基本科目については、・・・実施されることが必要である。」と一旦文章を切って、「なお、法学未修者 1 年次における法律基本科目については、同一の授業科目の中でも、・・・図られていることが必要である。」としたほうが、正確に文意が伝わるのではないか。	指摘の内容は改定案でも示されているため、修正しない。

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
No. 32	解釈指針 3-2-1-6 (2)	「適切な」教科書や補助教材とは何か、判断基準を示していただきたい。	「適切」性の判断は、各授業科目の内容によるものであり、判断基準を設けるべきものではないと考えられる。(本要綱については修正しない。)
No. 33	解釈指針 3-2-1-6	解釈指針 3-2-1-6 の (4) に関して、「予習又は復習に関して、・・・」とあるが、「予習」と「復習」は併合の意味で並列する語句であり、選択の意味で並列するものではないのではないかと。「予習及び復習に関して、・・・」となるのではないかと。	指摘のとおり、「予習及び復習に関して・・・」と修正する。
No. 34	基準 3-3-1	基準 3-3-1 に関して、現行基準 3-3-1 後段の「在学の最終年次においては、44 単位が上限とされていること。」が「解釈指針 3-3-1-2 に記載されているため削除した。」とされているが、これでは、基準の内容を解釈指針で変更しているように見える。これは、規定の作り方として不相当であり、現行と同じく、基準に記載すべきではないかと。	履修登録可能な単位数は 36 単位を原則としており、最終年次の 44 単位はこの原則の上に定められたものである。(本要綱については修正しない。)
No. 35	解釈指針 3-3-1-1	解釈指針 3-3-1-1 の文中の「基準 3-3-1 の趣旨」という表現が不明瞭である。基準 3-3-1 自体には、趣旨に相当する内容が含まれていない。それゆえ、たとえば、解釈指針 3-3-1-1 にキャップ制の趣旨を入れるか、基準 3-3-1 に、現行解釈指針 3-3-1-1 の「法科大学院の授業においては、授業時間外の事前事後の学習時間が十分に確保される必要があることから」という内容を改定案でも含めた方がよいのではないかと。	基準 3-3-1 の趣旨は、履修登録可能な単位数の上限を設定する趣旨として自明のことであり、修正しない。
No. 36	基準 3-3-1	解釈指針 3-3-1-1 の (2) 及び同 3-3-1-3 のただし書きは、各学年次において履修すべき科目について履修しなくても進級を認める制度を前提としているように思われるが、それは特に段階的学習を必要とする必修科目につき、重点基準 2-1-4 の「段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること」と合致しないように思われる。より詳しく述べれば、解釈基準 3-3-1-1 の (2) は、法学既修者認定制度の考え方に反しているように思われる。これには合理的理由がなく、安易な法学既修者認定につながりかねないものである。また、解釈指針 3-3-1-3 のただし書きの趣旨も不明であり、安易な進級を認めることになるのではなかろうか。	解釈指針 3-3-1-1 (2) は、特別委員会報告において、法学既修者認定との関係で履修登録単位数の上乗せをできるようにすることが提言されていることに対応したものである。 また、進級制について、その在り方は各法科大学院において定めるべきであり、当機構としてすべての

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
			必修科目の履修を進級の要件とすることを前提とした基準の設定は適切ではないと考えられる。よって、修正はしない。
No. 37	解釈指針 3-3-1-1 (1)	法学未修者1年次に36+6=42単位まで枠を広げることが解釈基準3-3-1の趣旨と矛盾しないか。 「合理的なもの」とは具体的に示していただきたい。	解釈指針3-3-1-1(1)は、特別委員会報告において、法学既修者1年次の法律基本科目の単位数を6単位増加できるようにすることに伴い、履修登録単位数の上限について弾力的な取扱いが必要であることが提言されていることに対応したものである。 「合理的なもの」の具体的内容については、説明会及びQ&A等において示すものとする。
No. 38	解釈指針 3-3-1-1 (2)	「例外的にのみ認められるべき」とされた取扱いが例外でないとなるのか。もしそうでないならば、「例外的に認められる」ことの判断はどのようにして行うのか。	解釈指針3-3-1-1のただし書及び(2)は、特別委員会報告において「例外的に認められるべき」とされた事項に関する提言に対応したものである。
No. 39	解釈指針 3-3-1-1	基準2-1-5とも関連するが、法科大学院未修者1年次に配当される法律基本科目については、各年次原則36単位とは別に、6単位を上限として履修登録させることができることとしている。 3年課程の中での法学未修者1年次の学習到達度については、議論があるところであり、認証評価としては、増加した単位数の教育効果を含め法学未修者の学習が消化不良を起こすことのないよう配慮する視点も大切にすべきある。	指摘の点については、真摯に受け止める。(本要綱については修正しない。)
No. 40	基準4-1-1、 基準4-1-2、 解釈指針4-1-2-1	基準4-1-1に関して、各授業科目において設定されるべき「達成度」という概念が新設された。この「達成度」と「成績評価の基準」との関係はどうか。同じものか違うものか。	「達成度」は、各授業科目においてはそこに到達していれば当該授業科目の単位を認定するに相応し

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
		<p>「達成度」という語は、言葉の意味からは「達成の度合い」を表すものである。「成績評価の基準」は、そういう意味での「学生の『達成度』」を評価するための基準を意味するというのが素直な解釈であり、現行基準における「成績評価の基準」はそういう意味で理解されていたと思われる。これに対して、基準 4-1-1 で用いられている「達成度」は各授業科目での「達成すべき目標」ないし「到達目標」を指す趣旨のようにも見受けられるが、もしそういう趣旨であれば、「達成の度合い」を意味する「達成度」という用語は不適當ではないか。</p> <p>これと関連して、基準 4-1-2 の「一定水準」という語と解釈指針 4-1-2-1 の「各学年における達成度」という語の関係も理解しにくいところである。</p>	<p>いとされる水準を示すものであり、成績評価における一定の基準となる。</p> <p>この語については、基準 4-1-1 及び解釈指針 4-1-1-1-1 により誤解は生じないものと考えられるため修正しない。</p>
No. 41	基準 4-1-1	<p>「各授業科目において適切に設定された達成度」の趣旨が不明である。</p> <p>「解釈指針 4-1-1-1-1」において、「達成度」は「各学年、配当学期及び各授業科目の性質にしたがい、また将来法曹となるに必要な基本的学識を考慮して、適切に設定されていることが必要である」とされるが、依然、抽象的な字句で修飾されるだけで、その具体的な内容は明らかでない。成績評価という重要事項に関わるものであるため、その意義・内容を法科大学院側に明確に伝えていただきたい。具体的な例を示すなどして、是非とも、その具体的な趣旨を明らかにされたい。</p>	<p>「達成度」の趣旨は、No. 40 の本欄のとおり。</p>
No. 42	基準 4-1-1、 解釈指針 4-1-1-1	<p>基準 4-1-1 に言うところの「達成度」は特別委員会報告を受けてのものであるが、各科目ごとにシラバス等にどのような記述をすればよいのかという点に関する指針ないし方向性を Q&A 等で明示することが望まれる。解釈指針 4-1-1-1 では、評価のための手がかりとして、あまりにも抽象的すぎ、解釈指針の体をなさない。さもなければ、せつかく設けた「達成度」という観点をめぐり現場に混乱が生じかねない。</p> <p>なお、文言表現であるが、解釈指針 4-1-1-1 で、「基準 4-1-1 にいう各授業科目における「達成度」は、」とあるが、「基準 4-1-1 にいう各授業科目における「達成度」については、」ではないか。（次の解釈指針 4-1-1-2 の表現はそうになっている。）</p>	<p>各授業科目における達成度の設定は、各法科大学院において各授業科目の教育内容に応じ適切に定められるべきであり、認証評価機関において記述内容や記述の在り方を定めて示すことは適當でないと考えられる。</p> <p>また、解釈指針 4-1-1-1-1 と解釈指針 4-1-1-2 では文章の構造が異なっており、解釈指針 4-1-1-1-1 では「達成度」は主語である。よって、修正しない。</p>

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
No. 43	基準4-1-1及び 解釈指針4-1-1-1	<p>「各授業科目において適切に設定された達成度」という概念が、分かりません。基準4-1-1は、成績評価に関する基準です。また「達成度」という表現は、目標に対してどの程度まで達成したかという相対的な割合を意味するのが、ふつうの用語法でしょう。そうすると「達成度」とは、80%達成したらA、60%未満なら不可といった基準を示すように見えます。</p> <p>しかし、解釈指針4-1-1-1を見ると、この「達成度」とは、その科目の履修によって獲得すべき知識、能力の絶対基準を示しているようにも見えます。もし、そのような絶対基準を想定されるのであれば、「達成度」という表現は適切ではなく、たとえば「達成目標」といった表現の方が適切でしょう。また、そのような目標の設定が適切であるかどうかは、成績評価の適切さの問題ではなく、科目設定自体の適切さの問題です。したがって、もし盛り込まれるのであれば、むしろ基準2-1-2に盛り込むべき内容であると考えます。</p> <p>もし「達成度」がその科目の履修によって獲得すべき知識、能力の絶対基準を示すのであれば、それが「適切に設定されている」かどうかの評価において、いわゆる共通の到達目標が参照される可能性があります。共通の到達目標を認証評価においてどのように位置づけるのかが、改訂案からは分かりません。認証評価において何らかの形でこれを参照されるのであれば、解釈指針に明示されるべきでしょう。もし、それを明示されないまま、実際の認証評価において参照されることがあれば、混乱を招くおそれがあります。</p>	<p>「達成度」の趣旨は、No. 40の本欄のとおり。</p> <p>「共通的な到達目標」の取扱いについては、引き続き検討していく所存である。</p>
No. 44	基準4-1-1	<p>「達成度」の設定が必要なのは理解するが、これを具体的・明確に示すことは非常に難しい。</p>	<p>各法科大学院において、適切に設定することが望まれる。</p>
No. 45	基準4-1-1	<p>(1)で「成績評価の基準が設定され」とされているが、その「基準」の意味が不明である。解釈指針4-1-1-2において、「成績のランク分け、各ランクの分布の在り方に関する一般的な方針が設定され、かつ、各授業科目における成績評価の考慮要素があらかじめ明確に示されていることが必要である」とされているが、「成績評価の考慮要素」が何を意味しているのか不明確である。それは、中間テスト、レポート、期末テストの配点比率というものを指すのか、それとも、たとえば行政法でいえば「処分の概念を適切に理解していること」というような教育内容に関する事項も含むのか。もし後者だとすれば、それは試験問題</p>	<p>「成績評価の基準」は、解釈指針4-1-1-2に示すとおり、「成績のランク分け、各ランクの分布の在り方に関する一般的な方針、各授業科目における成績評価の考慮要素」である。</p> <p>また、「成績評価の考慮要素」としては、期末試験、レポート、小テ</p>

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
		に依存する側面があるので、あらかじめ示すことは極めて困難である。	スト、平常点等の要素及び各配分比率が考えられる。
No. 46	基準4-1-1(5)	(5)「受験者が不当に利益又は不利益を受ける」とはどういうことか明確でない。現行においては、再試験について“厳正な成績評価が行われていること”とされているところを、改定案においては、再試験受験者についても“不利益を受けることのないよう特に配慮されていること”と改定されているが、例えば、再試験受験者は最高(満点)でもB(良)あるいはC(可)にしか評価されないというのは不利益に該当するのかなど、どのようなことが“不利益”に当たるのか不明であるため、明確に示すべきである。	本基準(5)は、特に再試験の実施が、十分な成績を得ることができなかった者の救済措置として用いられる危険性が少なくないことに鑑み、これを基準自体に明示的に掲げたものである。この具体的内容については、説明会及びQ&A等において示すものとする。
No. 47	解釈指針4-1-1-3	解釈指針4-1-1-3に関して、現行にある採点の匿名性確保の項目が脱落しているが、その説明がない。また、この削除はきちんとした理由がない限り適切でない。	下記のとおり。
No. 48	解釈指針4-1-1-3	解釈指針4-1-1-3の改定理由欄に、現行解釈指針4-1-1-2の「(2)筆記試験採点の際の匿名性・・・こと」が、基準4-1-1(4)の内容に含まれているため削除とあるが、ストレートには含まれている内容が読み取れない。基準4-1-1(4)の記述のうち「適切」に関する解釈指針がないといけないのではないか。また、匿名性の確保は「厳格な成績評価の確保のための措置」であり、「期末試験の実施方法」ではないのではないか。「(2)筆記試験採点の際の匿名性・・・こと」を解釈指針4-1-1-3に復活させるか、新たに解釈指針を立てて、基準4-1-1(4)に関する説明を例示列挙すべきではないのか。	現行の解釈指針4-1-1-2においても匿名性の確保は1つの例示であり、実際に法科大学院の規模等によって匿名性の確保が特に必要とされないこともあるため、これを適切な実施方法とするかどうかは各法科大学院の状況によるものとして、基準及び解釈指針にて示すことはしていない。よって、修正しない。
No. 49	解釈指針4-1-2-1	解釈指針4-1-2-1に関して、適切に設定しなければならないのは、対象学年、進級要件だけでなく、原級留置の取扱いも該当し、また、学生に周知するのは、進級要件、原級留置の取扱いだけでなく、対象学年も該当することから、旧解釈指針を利用し、達成度に関する内容を盛り込んだ表現「進級制を採用するに当たっては、各学年における達成度に照らして、対象学年、・・・などが適切に設定され、かつ、学生に周知されていることが必要である。」とした方が適切ではない	指摘のとおり、「進級制を採用するに当たっては、各学年における達成度に照らして、対象学年、・・・が適切に設定され、かつ、学生に周知されていることが必要である。」と修正する。

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
		<p>か。</p> <p>なお、本解釈指針に関して、「・・・に照らして対象学年、進級・・・」とあるが、「照らして」の後に、「、」を入れる方が文体としてよいのではないか。また、「・・・授業科目の範囲」について、学生に・・・」の「ついて」は「が」ではないか。(直前の「・・・成績内容」が適切に設定され、・・・」では「が」としていることとの平仄上)</p>	
No. 50	解釈指針4-1-2-2	<p>解釈指針4-1-2-2に関して、平成16年12月1日開催の中央教育審議会大学分科会法科大学院部会での資料中に、「進級制が原則として採用されていることとされているが、進級要件の妥当性については評価するのか」という質問が貴機構に対してされている。これについて貴機構からの回答には、もちろん厳格な成績評価及び修了認定の実効性を担保した上での、仕組みとしての進級制が採用されているかどうかを見るものであるとある。今回の改定案には、GPAが加えられているが、その内容、例えばGPAのポイントの実質的効果(例えば、GPAの下限の設定が低すぎないか、対象となる授業科目のカウントなど)がどうかを確認するものなのか不明瞭である。このまま直裁的に読めば、修得単位数の設定及びGPA制度を採用していれば、基準を満たしていると、外形的な判断で終わってしまう感が否めない。</p> <p>ここでは、「進級制は厳格な成績評価及び修了認定を担保する内容であることが必要である」という解釈指針の設定が必要ではないか。このことが「効果的に活用」という文言で表現しきれているかどうかについて、疑義がある。第2サイクルでは外形的な評価ではなく機能面(厳格な成績評価及び修了認定の実効性の担保)が問われるものと考える。</p>	<p>進級要件については、解釈指針4-1-2-1において、「適切に設定され」ていることを求めているところである。</p> <p>また、本解釈指針で「効果的に活用されていること」としている趣旨は、GPA制度を形式的に採用しているのみならず、厳格な成績評価への実効性をも要するとの趣旨であり、機能面をも評価するものである。(本要綱については修正しない。)</p>
No. 51	解釈指針4-1-2-2	<p>「進級要件を定めるに当たっては、GPA制度が効果的に活用されていること」を優れた評価の要件としているが、GPA制度のみを評価の対象とするのは適切とは言えない。例えば、試験の素点の平均点を活用することもGPAの活用に劣らない方法と考えられることから、GPA制度以外の有益な取組みも評価の対象に含まれることを示す表現とすべきである。</p>	<p>進級要件については、解釈指針4-1-2-1において、「進級に必要な修得単位数及び成績内容」が「適切に設定されて」いることについても評価される。また、本解釈指針は「望ましい」としており、GPA制度以外の有益な取組を排除す</p>

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
			<p>るものではない。(本要綱については修正しない。)</p>
No. 52	<p>解釈指針4-1-2-3</p>	<p>解釈指針4-1-2-3に関して、「・・・が明らかにされていること・・・」とあるが、進級制を採用しない理由は明らかにされていることによいと思うが、代替措置は「設定され学生に周知」されていることが必要ではないのか。よって、「進級制を採用しない場合には、その理由が明らかにされ、かつ、段階的学修を確保するための具体的な措置が設定され、学生に周知されていることが必要である。」とした方がよいのではないか。</p>	<p>「進級制を採用しない場合には、その理由が明らかにされるとともに、段階的学修を確保するための具体的な措置が定められ、その措置について学生に周知されていることが必要である。」と修正する。</p>
No. 53	<p>基準4-2-1</p>	<p>基準4-2-1の(1)ア～ウに、法科大学院入学後に他の大学院における授業科目の履修による修得単位数の認定、入学前の既修得単位等の認定、法学既修者の認定が掲げられているが、イの後段(旧：なお書き)に関して、在学期間の短縮の対象にはどのようにして修得した単位が該当するのかを明確にする必要があるのではないか。専門職大学院設置基準では、第22条で入学前の既修得単位の認定が、第24条で法科大学院における在学期間の短縮が規定されている。同設置基準第22条の対象単位には科目等履修生として修得した単位も含まれるが、同設置基準第24条では、学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後に、修得した単位に限るとあり、対象となる単位に違いがある。現在の改定案の記述では、在学期間の短縮の際の対象となる既修得単位に科目等履修生として修得した単位も含まれると解され、その場合には設置基準違反となる。各法科大学院に誤解を生じないよう、基準4-2-1の記述順序(項目立て)を同設置基準に沿ったものとすべきである。</p>	<p>指摘のとおり、法令との整合性のため、(1)イの後段の「また、」の後ろに、「上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り)を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、」を挿入する。</p>
No. 54	<p>解釈指針4-2-1-2</p>	<p>上記の解釈指針4-1-2-2について述べた意見(※No.51)は、修了判定についてもあてはまる。</p>	<p>No.51の本欄と同様の考え方である。</p>
No. 55	<p>解釈指針4-2-1-2</p>	<p>進級要件の策定及び修了判定において、「GPA制度が効果的に活用されていることが望ましい」とされているが、進級判定及び修了判定の基準にGPAを用いるべきではないと考える。GPAは、その性質上、後の年次の履修によってその点数をあげることが困難なものである。それは学生に多大のストレスを課すことになろう。また、GPの悪かった科目の再履修が必要となり、それは高学年次の履修計画や時間割作成を複雑なものにする。さらに、学生が高いGPのとりやす</p>	<p>本解釈指針は、特別委員会報告において、GPA制度を進級判定や修了認定において積極的に活用することが望まれるとしていることに対応したものである。 また、本解釈指針は「望ましい」</p>

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
		い科目を安易に選択するという状況を生み出すように思われる。進級及び修了の判定は、各科目（特に必修科目）の厳格な成績評価によって行うべきものであると考える。GPA制度の活用は、厳格な成績評価を担保する制度の例示とすべきである。	としており、GPA制度の活用を必須のものとして求めるものではない。
No. 56	解釈指針4-2-1-2	「効果的」とはどのように解釈すればよいか。	本解釈指針で「効果的に活用されていること」としている趣旨は、GPA制度を形式的に採用しているのみならず、厳格な修了判定への実効性をも要するとの趣旨であり、機能面をも評価するものである。（本要綱については修正しない。）
No. 57	基準4-3-1	<p>基準4-3-1に関して、「・・・に当たっては、適切な法律科目試験の実施及びその他の教育上適切な方法がとられていること。」となっているが、「及び」で接続されている「法律科目試験の実施」と「・・・がとられていること」のつながりを考えると不自然な感が否めない。</p> <p>「・・・に当たっては、適切に法律科目試験が実施され、かつ、その他教育上適切な方法がとられていること。」とした方がよいのではないか。</p>	「・・・に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。」と修正する。
No. 58	解釈指針4-3-1-3	ただし書きの趣旨が不明である。特別委員会報告の「例外措置」を示しているのか。	本解釈指針のただし書は、特別委員会報告において、「法学既修者認定は、・・・一括して行うべきである。ただし、全体としては優秀な成績を修めているが一部の授業科目においてのみ合格点に達することができなかった者について、教育上有益と認められる場合には、」として提言されていることに対応したものである。
No. 59	解釈指針4-3-1-3	ただし書きを設ける趣旨が不明である。「教育上有益と認められる場合」とはどのような場合を想定しているのか例示すべきである。こうしたただし書きが設	上記のとおり。

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
		けられることにより、安易な既修者認定が正当化される可能性が残る。	
No. 60	解釈指針4-3-1-5	ただし書き以下を置く趣旨が不明である。	原則に対し、限定的に例外を認める趣旨である。
No. 61	解釈指針4-3-1-6	「適切に考慮」とはどのように解釈すればよいか。具体的な単位数で明確に示すべきではないか。	法学既修者として認定した者について、修得したものとみなされる単位数については、各法科大学院の既修者認定によりそれぞれ異なるものであり、具体的な単位数を示すことができるものではないと考える。
No. 62	解釈指針5-1-1-3	解釈指針5-1-1-3に関して、(2)の「教員相互の連携が特に求められている授業科目」については、一義的に意味を同定することができないので、Q&Aなどで、例示その他の方法により、何がしかの方向性を与えることが望ましい。「相互に連携する機会」についても同様。	本解釈指針(2)については、特別委員会報告において、法律実務基礎教育に関して、研究者教員と実務家教員の緊密な連携が必要であることが提言されていることに照らして、設けた例示であるが、考えられる内容については説明会及びQ&A等に対応するものとする。
No. 63	基準6-1-1	基準6-1-1に関して、「・・・努めていること。」となっているが、アドミッション・ポリシーとは事前に入学者に対して周知すべきものではないか。現行解釈指針6-1-1-2の内容を含ませたために、現行基準よりも一段ゆるやかになってしまっている。たとえば、次のように修正してはどうか。 (修正案) 基準6-1-1 法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、当該法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、アドミッション・ポリシー(入学者受入方針)を設定し、入学志願者に対して、事前に周知していること。 解釈指針6-1-1-1 法科大学院は、入学志願者に対して、解釈指針11-2-1-1に定める事項を、事	アドミッション・ポリシーの設定及び公表をすべきこととして示すため、「・・・アドミッション・ポリシー(入学者受入方針)を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。」と修正する。

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
No. 64	基準6-1-1	<p>前に周知するよう努めていること。</p> <p>法科大学院の在り方からすれば、法学部出身者だけでなく、法学以外の学問領域を学習した者や社会人としての経験を有する者など様々なバックグラウンドを持つ学生が法科大学院で学び、法曹に進出していくことが望ましい。</p> <p>しかし、昨今の状況は法学既修者が司法試験合格者の多数を占め、その結果、各法科大学院も法学既修者の入学割合を増大させている。それは、法科大学院の理念にも合致しないし、入学者選抜の公平性・開放性にも反している。</p> <p>多様なバックグラウンドを有する者が入学できるようにするため、入学試験において法学の専門試験を課すような法学既修者枠については、その比率を厳格に制限すべきでなかろうか。</p>	<p>入学者の多様性の確保のためには、解釈指針6-1-5-1（3）において、法学を履修する課程以外の課程を履修した者、又は実務等の経験を有する者の占める割合が3割以上となるよう努めていることを措置として求めているところである。認証評価機関において入学者選抜における枠について制限を設けることは、各法科大学院の自主的な入学者選抜を過度に制限するものであり、適切ではないと考えられる。</p>
No. 65	基準6-1-3	<p>基準6-1-3に関して、「アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること」とあるが、公平性及び開放性の確保はアドミッション・ポリシーに照らして確保されるものではなく、そもそも多種多様な人材を確保するために、入学者選抜における公平性及び開放性の確保を旨とし、各法科大学院においてアドミッション・ポリシーを明確にするものではないのか。</p> <p>たとえば、次のようになるのではないのか。</p> <p>(修正案)</p> <p>基準6-1-3</p> <p>法科大学院においては、公平性及び開放性が確保され、かつ、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいた（又は、「照らした」）入学者選抜が行われていること。</p>	<p>基準6-1-1において、アドミッション・ポリシー自体が公平性、開放性及び多様性の確保を前提として設定することを定めており、本基準は、それを受け、アドミッション・ポリシーに基づいて入学者選抜を行うことで公平性及び開放性の確保がなされていることを求める趣旨である。（本要綱については修正しない。）</p>
No. 66	解釈指針6-1-3-1	<p>入学者に占める自校出身者の割合が高い場合に、「それが不当な措置によるものでないことが明らかであること」が求められている。</p> <p>現行の要綱では、「不当な措置によるものでないことが説明されていること」と</p>	<p>「明らかにされている」とは、一般に説明されていることを求めるものではなく、自己評価において明</p>

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
		された。「明らかである」と「説明されている」というのは同趣旨か。あるいは、改定案は、法科大学院側が「不当な措置によるものでない」と立証すべき水準、スタンダードを現行の要綱よりもさらに上げた趣旨か。「明らかであること」という字句を使った趣旨を明らかにされたい。	らかにすることを求めているものであり、文言については使い分けている。
No. 67	解釈指針6-1-4-2	<p>本改定案では、「入学者選抜において、適性試験の成績が、適性試験実施機関が設定する入学最低基準点に照らして、適切に利用されていることが必要である。」とされた。</p> <p>法曹養成という目的に照らし、入学者の適性を的確に評価できる選抜基準と手続きを明確化し、実施すべきことは妥当である。</p> <p>ただ、法科大学院は、多様かつ広範な国民の要請にこたえることのできる高度の専門的な法的知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた法曹を養成することを使命とするものであることからすれば、認証評価においては、適性試験実施機関が設定する入学者最低基準をもって形式的に入学者選抜がなされないよう、慎重な判断が望まれる。</p>	指摘の点については、真摯に受け止める。(本要綱については修正しない。)
No. 68	基準6-1-5	入試に関する基準6-1-5では、「努めて」いればよいとされるのに対し、カリキュラムに関する基準2-1-1は「重点基準」となり、解釈指針2-1-1-2は他学部出身者・社会人のニーズに応じる学習指導が「必要」だとしている。いきなりこのようにして大丈夫か。	「多様な知識又は経験を有する者を入学させる」ことは、志願者の状況や入学者選抜の公平性の観点から「努める」ものと考えられるが、受け入れた学生に対する指導は、当該法科大学院の責任においての実施が必要であると考えられる。
No. 69	解釈指針6-1-5-1	解釈指針6-1-5-1に関して、「多様性を確保するため、入学者選抜において、次の・・・」とあるが、他の基準・解釈指針との平仄からすると、「入学者選抜に当たっては、多様性を確保するため、次の・・・」となるのではないか。	修正しない。
No. 70	解釈指針6-1-5-1	<p>(2)において、現行の要綱の「社会人等」の字句に代えて、「実務等の経験を有する者」の字句が使われている。</p> <p>「社会人等」という字句を使わなかったことに、特別な意味があるのか。「社会人」の字句は、各法科大学院によって入試要項等で定義され、かなり異なった意味で使われている現状があるが、この現状を正して、意味を統一しようとする趣</p>	平成15年文部科学省告示第53号など法令において「実務等の経験を有する者」との文言を使用しており、今回の改定に際し、文言を統一したものである。

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
		旨か。	
No. 71	基準6-2-3	例示されている項目の比重が示されていないため、いかようにも判断でき、明確性に欠け、予測できないという問題も残る。これは入学定員の増も含んでいるのか。	入学者選抜の改善の取組に際しては、各法科大学院の状況により各項目について総合的に考慮すべきものであり、比重を示すものではないと考えられる。また、どのような見直しを行うかについても、状況により判断されるべきと考える。
No. 72	基準6-2-3	入試に関し、競争倍率を基準として「改善の取組が適宜行われていること」が重点基準（基準6-2-3）となっているということは、競争倍率が低いにもかかわらず、入学定員減等の措置をとらない場合には不適合となる可能性があるということになる。しかし、現在の法科大学院への志願者の動向（全体としての減少、地域格差）等に鑑みれば、これを重点基準とすることが適切なかどうか慎重な配慮が必要であり、少なくとも、この基準をあまりに機械的画一的に適用することには問題がある。	本基準の運用に際しては、機械的画一的に運用することのないよう努めるものである。
No. 73	基準6-2-3、 解釈指針6-2-3-1	基準6-2-3と解釈指針6-2-3-1に関して、「入学者選抜における競争倍率」は「合格者数に対する受験者数の割合とする」とされており、これはこれで良いが、第一段階選抜（いわゆる足切り）を実施したことにより実受験者数が受験希望者数（第一段階選抜で不合格とされなければ受験したであろう者を含む）よりも減少したとみるべき法科大学院について、そのような事情は、当該基準との関係でどのように考慮されるのか。そのような事情も考慮されるような解釈指針の明示は必要ないか。	指摘されたような事情については、本基準の判断に当たって、各法科大学院により説明を受けることにより、考慮するものと考えられる。（本要綱については、修正しない。）
No. 74	解釈指針7-1-1-4	解釈指針7-1-1-4に関して、そこに掲げられている各種教育補助者の確保が困難な大学においては、研究者教員や実務家教員による補習や学修指導がおこなわれているという実態がある。この種の基準回避行為に対してきちんとした評価をおこなうことが必要であるとともに、この解釈指針における「努めている」基準についても、単に努力しているというだけでは指針を満たさないものとし、厳格な評価をしていただきたい。	各種教育補助者の確保については、各法科大学院の状況により困難な場合があることを考慮し、「努めていることが必要」としているものである。
No. 75	解釈指針7-1-1-4	学習支援の体制の具体化として、「法曹関係者によるアドバイザー」を含めてい	特になし。

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
		る点(解釈指針7-1-1-4)は、法科大学院生にとっても実際に実務に携わっている者からアドバイスを受ける機会を得られる点で適切である。	
No. 76	現行解釈指針7-1-2-2	現行解釈指針7-1-2-2の削除理由として、「改定案の基準7-1-1や解釈指針10-1-1-6で対応できるため」とあるが、新基準7-1-1では体制の整備について規定したものであり、施設・設備に関して規定したのではなく、適切ではない。「改定案の解釈指針10-1-1-6で対応できるため削除」とすべきである。	「体制」には、広く「環境」も含むものである。
No. 77	基準7-2-1	基準7-2-1に関して、「・・・できるよう、学生の経済的・・・」としているが、「・・・できるよう、学生への経済的・・・」ではないか。	誤解が生じるものではないため、修正しない。
No. 78	解釈指針7-2-1-2	解釈指針7-2-1-2に関して、施設の整備のみで実質的な学生生活に関する支援が行われるものとは一概に言えないのではないか。外形的なものよりもその実質が大切である。改定案では、保健センター等を設置すれば相談助言体制の整備がなされているように読める。これまでの評価においても、決してセンター等の「箱物」がなくても、ハラスメント対応の相談員の設置や各種意見をくみ上げるチャンネルが用意されているなど、実質的内容で評価してきたのではないか。それとも方向性に変更があったのか。 むしろ、「学生生活に関する支援体制」とは、保健センター及び学生相談室等における、学生の健康相談、・・・カウンセリング等などの相談助言体制をいう。」と例示的にすべきではないか。	本解釈指針は、現行の解釈指針7-2-1-2と大きく文意が異なるものではなく、従来のおり、センター等の整備のみで評価するものではなく、その実質的内容を評価するものである。(本要綱については、修正しない)
No. 79	基準7-4-1	基準7-4-1に関して、「 <u>学生支援の一環として</u> 、・・・」とあるが、「一環として」という表現は、同章にある他の支援(学習支援、生活支援等)と比べて何か違いがあるのか。同列に扱った表現とすべきではないか。「学生がその能力及び適性、・・・、指導、助言等の職業支援に努めていること。」とした方がわかりやすいのではないか。	在学中の学生生活への支援の一環として、修了後の進路の選択のための支援に努めることを求めるものであり、修正しない。
No. 80	解釈指針8-2-2-1	解釈指針8-2-2-1に関して、現行解釈指針に盛り込まれていた「専ら実務的側面を担当する教員を除く。」を、入学定員200人以上の法科大学院に限る必要はないため、削除とあるが、すべての法科大学院に求められている事項とするならば、改定案では読み込めないのではないか。基準8-2-2に当該内容を盛り込む必要があるのではないか。たとえば、柱書きの「次の各号に掲げる人数の専任教員」を、「次の各号に掲げる人数の専任教員(専ら実務的側面を担当する教員を除く。)」	基準8-2-2について、「当該科目を適切に指導できる専任教員」を「当該科目を適切に指導できる専任教員(専ら実務的側面を担当する教員を除く。)」と修正する。

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
		<p>というようにしてはどうか。</p>	
No. 81	基準 8-2-3	<p>基準 8-2-3 に関して、現行評価基準の Q&A 等 (H20.6) の Q45 では、教育上主要と認められる授業科目で、かつ、そのうち必修科目については、その授業のおおむね 7 割以上が専任教員によって担当されていることとなっている。しかし、現行基準 8-4-1 及び現行解釈指針 8-4-1-1 を統合した改定案では、「その授業のおおむね 7 割以上が専任教員によって担当されていること」なのか、「必修科目全体のうちおおむね 7 割以上の授業科目が専任教員により担当されていること」なのか、不明瞭である。従前の解釈を踏襲したものであるのなら、文意を変えないような改定案とすべきではないか。</p>	<p>特に誤解を生じることはないと考えられるため、修正しない。</p>
No. 82	基準 8-2-3	<p>「教育上主要と認められる」というのは、法科大学院ごとに異なってよいのか。</p>	<p>「教育上主要と認められる授業科目」は、一般に法科大学院教育のコアとなる授業科目や各法科大学院においてカリキュラムの特色として重要と考えている授業科目などが挙げられ、法科大学院ごとに異なるものと考えられる。</p>
No. 83	解釈指針 8-2-3-1	<p>「基礎法学・隣接科目、展開・先端科目に、各法科大学院の教育の理念及び目標に応じた専任教員が置かれていること」の「基礎法学・隣接科目、展開・先端科目」の部分は、「基礎法学・隣接科目又は展開・先端科目」に変更すべきである。</p> <p>「基礎法学・隣接科目、展開・先端科目」という表現であると、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目に各 1 名以上の専任教員を置くことを求めているようにも読める。しかし、実際は「基礎法学・隣接科目又は展開・先端科目」として運用されてきたと認識している。そのような運用の理由は、各法科大学院の教育の理念及び目標を担保するためには、基礎法学・隣接科目又は展開・先端科目のいずれかに少なくとも 1 名の専任教員を置くことで足るためであり、また、小規模の法科大学院に基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目に各 1 名以上、合計 2 名以上の専任教員を置くことまで求めるのは酷であるためであると理解している。</p> <p>そうであれば、その実際の運用に添った表現を採用すべきである。</p>	<p>各法科大学院の教員構成のバランス等を考慮して判断するものであり、一概にいずれかに配置していれば十分である、又はいずれにも配置すべきであるとはしない。</p>

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
No. 84	解釈指針 10-1-1-1	解釈指針 10-1-1-1 に関して、次の解釈指針 10-1-1-2 との平仄からすると、「教室」、「演習室」及び「実習室」については、・・・数が備えられているとともに、授業の効果的な実施に・・・ことが必要である。」となるのではないか。	修正しない。
No. 85	基準 11-1-1	<p>基準 11-1-1 に関して、現行基準 9-2-2 及び現行解釈指針 9-2-2-1 を統合したため、長文化し、煩雑な感が否めない。基準として定めるものと解釈指針レベルとするものに棲み分けした方がよいのではないか。また、基準 11-1-1 は受動態ではなく、能動態のほうがよいのではないか。よって、次のような修正案でどうか。</p> <p>(修正案)</p> <p>基準 11-1-1</p> <p>各法科大学院は、教育水準の維持向上を図り、社会的使命を果たすため、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況並びに教育活動その他の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施し、かつ、その結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用していること。</p> <p>解釈指針 11-1-1-1</p> <p>自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な評価項目を設定するとともに、適当な実施体制が整備されていることが必要である。</p> <p>解釈指針 11-1-1-2</p> <p>解釈指針 11-1-1-1 いう「適切な評価項目」として、次の各号に掲げる評価項目が設定されていることが必要である。</p> <p>(項目略)</p> <p>解釈指針 11-1-1-3</p> <p>自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するに当たっては、法科大学院の運営に関する会議及び各種委員会が連携協力して改善に取り組んでいることが必要である。</p>	修正しない。
No. 86	解釈指針 11-2-1-1	(5) 在籍者数および(11) 修了者の進路及び活動状況については、その内訳を公表することも求められているのか不明である。解釈指針 11-2-1 との関係を含め指針を示していただきたい。	特別委員会報告において積極的な情報公開が求められていることを踏まえ、同報告で例示された内容等について公開されることが望ましいと考えられる。また、解釈指針

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
			<p>1-1-2-1では、「修了者の進路及び活動状況（司法試験の合格状況及び法曹としての活動状況、並びに企業及び官公庁その他専門的な法律知識等を必要とする職域への進路及び活動状況をいう。以下同じ。）」とされていることに留意すべきものである。</p> <p>なお、本解釈指針や他の基準における「修了者の進路及び活動状況」については、説明会及びQ&A等において対応するものとする。</p>
No. 87	解釈指針 1 1-2-1-2	<p>解釈指針 11-2-1-2 に関して、公表しなければならない教員の範囲が、専任教員のみならず、兼任教員、兼任教員を含んでいるが、兼任教員、兼任教員を含んだ情報を毎年度更新するのは法科大学院にとって厳しいものである。また、本学のような場合、公的活動の量が膨大であるため、すべてを公表するとなると、かえって見通しがききづらいものとなる。専任教員に限定するか、公表の内容（程度）を専任教員とそれ以外の教員で差をつけてもらいたい。</p>	<p>各法科大学院においては、兼任教員、兼任教員についても、その情報の公表にできる限り努めていただきたい。</p> <p>公的活動については、解釈指針 1 1-2-1-2 において、「専任教員については」としており、兼任教員、兼任教員については求めている。また、専任教員の公的活動の公表は、「望ましい」としており、必ず公表を求めるものとはしていない。</p>
No. 88	解釈指針 1 1-2-1-2	<p>教員組織にかかわって、教員の最近5年間における教育上又は研究上の業績等、各教員が、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する高度の法学専門教育を行うために必要な教育上の指導能力を有することを示す資料を公表（解釈指針 11-2-1-2）すべきとしているが、この「教育上の指導能力を有することを示す資料」とは、例えばどのような資料をさすのか具体化</p>	<p>当該教員が担当する授業科目について教育上の指導能力を有することを示す資料として、研究者教員であれば、担当授業科目名、最終学歴・学位、職歴、主な業績（著書・</p>

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
		すべきである。	論文等)などが、実務家教員であれば、担当授業科目名、主に実務に関する経歴、著書などが考えられる。 なお、上記の内容については、説明会及びQ & A等において示すものとする。(本要綱については修正しない。)
No. 89	—	法科大学院教育の改善に向けて、継続的な努力が必要であることはもちろんですが、教育、評価対応その他の業務量の著しい増加にともなって、教員が研究を継続することも、年を追うごとに難しくなっていることも周知のことと存じます。評価基準要綱の改訂にあたっては、たとえば、評価基準・評価手続の全体的な簡素化などの形で、教員の研究活動に対しての配慮を望みます。	指摘の点については、真摯に受け止める。
No. 90	総説	<p>今回の法科大学院認証評価基準要綱案（以下、単に「改定案」とする）は、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の報告「法科大学院教育の質の向上のための改善方策」（2009年4月17日—以下、「中教審報告」と略す）を受けてなされた「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」の改正（2010年3月10日文部科学省令第4号—以下、「細目省令」と略す）と履修単位の上限にかかわる専門職大学院設置基準の一部改正（2010年3月10日文部科学省令第4号）及びこれまでの認証評価の実績・経験をふまえてなされたものであり、全体として、より良い評価基準の改定案となっていると評価できる。</p> <p>とくに、適格判定の在り方としての総合評価への移行は、機構の評価があまりに「機械的」とであると批判されてきたことから見て、適切である。また、重点基準の設定も、それ自体は適切である。ただ、重点基準をふまえて総合的な考慮で行われる評価が恣意的であってはならないことは当然であり、また、被評価機関にとって（さらには、より広く国民にとっても）、基準の運用が透明性をもち、予測可能なものでなければならないので、実際の運用にあたっては、その点に留意する必要がある。</p>	指摘の点については、真摯に受け止める。
No. 91	—	各基準に軽重を設け、特に重視される基準を重点基準とした点（I総則2-4）	特になし。

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
		<p>や、1つの基準でも満たしていなければ不適格とするのではなく、各基準の判断結果を総合的に考慮して適格認定を決定するとした点（I総則3-1）は、各法科大学院の教育水準を実質的に評価するものであり、歓迎すべきであると思われる。</p> <p>また、法学未修者1年次の授業方法（解釈指針3-2-1-4）や、教育の内容及び方法の改善（5-1-1-1）などについてより具体的な指針が示されており、各法科大学院において教育活動の質の向上に向けて対策を講じやすくなったといえる。</p> <p>ただ、教育の理念及び目標の達成状況を評価する上で司法試験の合格状況をも考慮する（解釈指針1-1-2-1）ことによって、各法科大学院において過度の受験指導が行われるおそれもある。</p>	
No. 92	その他	<p>評価基準に、いわゆる「共通的到達モデル（コア・カリキュラム）」について言及していないことは重要であると考え。現時点においては、何らかの「共通的到達モデル（コア・カリキュラム）」を予定して、それに基づく教育を行っているかどうかを評価の基準とすべきではないと考える。</p>	特になし。